



# 市民公益活動補償保険のご案内

## 市民公益活動補償保険とは

市内に活動拠点のある5人以上の市民等で構成された団体の日帰りの活動中に、偶然起きた事故でケガなどを負った場合に保険金を支払う制度です。保険料は全額、枚方市が負担しており、無料で加入できます。

## 補償対象となる活動

- ・自治会等が行う活動・・・各種会議、連絡調整等に関する活動、交通対策、防犯活動、体育祭、祭り、地域清掃、緑化・美化運動など
- ・自治会等に参画する各種団体が行う活動・・・子ども会活動、老人会活動など

(例：季節の行事、レクリエーション、グラウンドゴルフなど)

※ただし、補償対象となることを目的に自治会等に参画した団体の活動は、**対象外**とします。

※平成29年度より、上記の活動に起因する熱中症や食中毒も補償の対象になりました。

## 補償内容

賠償責任保険		市民活動参加者または第三者の人身事故に対し、市民団体の代表者に法律上の責任がある場合に1人3,000万円、1事故3億円を限度に補償（免責額なし）			
傷害補償	スタッフ	入院	5,000円/日	通院	3,000円/日
		後遺障害	12万円～400万円	死亡	400万円
	参加者	入院	1,500円/日	通院	1,000円/日
		後遺障害	6万円～200万円	死亡	200万円

※スタッフ：団体の活動において、主催者側として準備や運営などに従事する人（市外居住者除く）

※参加者：自治会等及びその参画団体が主催した活動に参加する市民・市内在学者・市内在勤者・市外居住者

※後遺障害補償金は、死亡補償金額に、裏面の別表の割合を乗じた額



- ・傷害補償については、スタッフと参加者で、補償内容が異なります。
- ・スタッフの事故として報告があった場合でも、代表者若しくはスタッフとしての活動中であることが確認できない場合は、参加者の活動として取り扱う場合があります。
- ・参加者の往復経路上の事故は対象外です。

## 保険対象期間

平成29年4月1日PM4:00 ～ 平成30年4月1日PM4:00まで  
(申し込みが4月1日以降の場合は、受付日から適用されます)

- ※市への事故報告受付（事故発生状況報告書の提出）は、事故発生月の翌月末までです。
- ・年度の途中で代表者や活動内容に変更があった場合には、必ず市民活動課へ連絡してください。

## <問い合わせ>

〒573-8666  
枚方市大垣内町2丁目1-20  
枚方市役所 市民安全部 市民活動課  
TEL 841-1273  
FAX 841-5133  
E-mail: skatudo@city.hirakata.osaka.jp





## 保険登録の流れについて

①

自治会等代表者報告書 兼  
平成29年度市民公益活動補償保険登録申込書を市民活動課に提出

平成28年度の市民公益活動補償保険は、平成29年4月1日午後4時で満了します。自治会等代表者報告書兼市民公益活動補償保険登録申込書の提出がない場合は、平成29年4月1日からの保険の適用を受けることができませんので、ご注意ください。なお、平成29年度の代表者の決定に時間を要される場合は、現在の代表者をご報告していただき、後日、代表者が変更された際は、市民活動課までご連絡ください。

②

保険の登録

市民活動課に申し込み書類が到着し、不備がなければ、保険の登録が完了します。

③

「保険受付通知書」を送付

「保険受付通知書」は、報告いただいた代表者に郵送します。「保険受付通知書」は保険の登録が完了した確認書類になりますので、受け取られましたら、大切に保管をお願いします。

### 記入の際の注意事項

- 【1】「自治会等代表者報告書 兼 平成29年度市民公益活動補償保険登録申込書」の表面・裏面の太枠の中をもれなく記入してください。また、自治会等に参画団体がある場合は、自治会等の参画団体についても活動内容、回数をご記入ください。記入された団体については、自治会等に参画する団体とし、その活動を補償対象とします。
- 【2】宛名シールは記入のうえ、台紙からはがさずに提出してください。

#### ◆この保険制度上の自治会の定義

本市内の一定の区域に居住する住民により自主的に組織された団体（自治会と同等の活動を行っていると思われる管理組合等を含む）。具体的には以下のとおり。

- 1、良好な地域社会の維持・形成のための地域的な協働活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること（予定を含む）。
- 2、規約を定めていること（予定を含む）。



# 活動中にケガをされた場合

## <保険の手続きについて>

市民活動課へ事故発生の報告

電話報告も可。報告者は代表者以外の方でも結構です。

事故発生状況報告書を代表者等に送付

※事故発生状況報告書の提出は、ケガをした月の翌月末までが期限ですので、ご注意ください。

事故発生状況報告に必要な書類

- ①事故発生状況報告書  
(代表者とケガされた方の捺印が必要)
- ②自治会名簿等  
(ケガされた方が自治会等会員又は活動の参加者であることを証明できるもの)
- ③自治会等の活動が原因で起きた事故であることが証明できるもの  
(事業計画、事業チラシ等)

市民活動課へ返送

※提出していただいた書類は、市民活動課から保険会社へ送付しますので、以後は保険会社とケガをされた方との手続きになります。

## 別表（後遺障害補償金）

1. 眼の障害
  - (1) 両眼が失明したとき【100%】、(2) 1眼が失明したとき【60%】、(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき【5%】
  - (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう）となったとき【5%】
2. 耳の障害
  - (1) 両耳の聴力を全く失ったとき【80%】、(2) 1耳の聴力を全く失ったとき【30%】
  - (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき【5%】
3. 鼻の障害
  - (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき【20%】
4. 咀嚼、言語の障害
  - (1) 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき【100%】、(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき【35%】
  - (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すとき【15%】、(4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき【5%】
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状
  - (1) 外貌に著しい醜状を残すとき【15%】、
  - (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmのはん痕または長さ3cmの線状痕程度をいう）を残す時【3%】
6. 脊柱の障害
  - (1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき【40%】、(2) 脊柱に運動障害を残すとき【30%】
  - (3) 脊柱に奇形を残すとき【15%】
7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害
  - (1) 1腕または1脚を失ったとき【60%】、(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき【50%】
  - (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき【35%】、(4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき【5%】
8. 手指の障害
  - (1) 1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき【20%】、(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき【15%】
  - (3) 拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき【8%】
  - (4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき【5%】
9. 足指の障害
  - (1) 1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき【10%】、(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき【8%】
  - (3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき【5%】
  - (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき【3%】
10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁することができないとき【100%】  
(注) 第7項、第8項および第9項の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。